

# 平成19年度国土政策関係研究支援事業実施要綱

本事業は、国土計画・国土政策等に関する調査・研究を行う若手研究者に対して、研究課題を広く公募し、提出された研究企画案を審査の上、優秀な研究企画案に対し、研究委託の形式による研究助成を行うものです。

## (1) 助成対象者

原則として次のいずれかに該当する年齢40歳未満（平成19年4月1日現在）の者1名又はグループとし、日本国内で研究している下記条件を満たしている者であれば、国籍は問いません。ただし、この業務の事務局（財団法人日本地域開発センター）の役員・職員は対象外とします。

1. 学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに附属する機関に研究者として所属する者
2. 民法第34条の規定により設立された法人等で学術研究を行う機関に研究者として所属する者
3. 地域づくり、まちづくり等に取り組んでいる特定非営利活動促進法第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人に所属する者
4. その他国土計画・国土政策等に関する調査研究を行う者（法人に所属している者に限る。ただし、国及び地方公共団体の職員は代表者となることはできません。）

## (2) 研究分野

助成の対象となる研究は、国土計画、国土政策等に関する研究とし、特に以下のいずれかに該当するものを優先的に採択します。

1. 国土・地域計画、国土・地域政策、国土利用、社会資本整備等に関する制度、理論または分析手法に関する研究
2. 「計画部会中間とりまとめ」（平成18年11月：国土審議会計画部会）に記述されている事項に関する研究  
（例：新しい国土構造、広域ブロックの自立、東アジアネットワーク型の産業構造、シームレスアジアを支える国土基盤の形成、持続可能な地域の形成、災害に強い国土作り、循環と共生を重視した国土づくり、「新たな公」など新しい地域経営の仕組み等）
3. 国土利用、地域活性化等に関するケーススタディ（日本以外の国のみを対象とするものは除く）

なお、国土計画、国土政策が多くの学問分野に関係していることに鑑み、研究者の専攻分野や研究手法については制限を設けません（都市工学、土木工学、自然科学、法学、経済学、人文科学、その他幅広い専攻分野の研究者からの応募も可）。

応募に当たっては、国土形成計画中間とりまとめにおける該当部分を明示すること。

## (3) 助成金額、範囲及び件数

1. 1件あたり助成金は概ね200万円程度を限度とし、計5件程度の助成を行う予定です（研究期間は平成19年度内とします）。

2. 助成金の使途は、研究に直接必要な費用（以下、「直接経費」という）及び間接経費（直接経費の10%以内）とし、直接経費の内訳は人件費（研究者本人に係るものは除く）、資料費、消耗品費、旅費（東京で開催する中間報告会、最終報告会に出席するための費用を含む）、印刷製本費等とします。

助成金の使途については、研究終了後に（所定の書式で）会計報告書を提出していただきます。金額のいかに係らず領収書（写しで可）を添付してください。収支報告書に不備がある場合は、再提出をお願いする場合があります。

3. 次の場合は助成金の全部、または一部の返還を求めることがあります。

ア. 助成金を、助成にかかわる研究内容以外の用途に使用した場合

イ. 助成を受けた研究を中止、もしくは著しくその規模を縮小した場合

ウ. 助成に係る研究を遂行する見込みが立たなくなった場合

エ. 助成対象者に故意または過失の不正行為があった場合

オ. 成果報告、会計報告の作成・提出などに関して助成対象者が義務を遂行しない、もしくは著しく反する行為があった場合

カ. その他、事務局が不適切と判断した場合

#### （４）助成方法

事務局（財団法人日本地域開発センター）と助成対象者（グループの場合は代表者）の所属する機関との間で研究助成（委託）に関する契約を締結して行います。

なお、応募される前に、所属する機関に事務局と契約締結可能か確認することをお勧めします。

#### （５）助成条件

助成対象者は、以下の条件を遵守しなければならない。

1. 研究内容は、助成対象者自身及び他の研究者による既往の研究、もしくは他の研究助成機関等からの助成を予定している研究の内容と重複するものであってはならない。

2. 助成対象者は、平成19年12月中に、研究の進捗状況について、指定の方法により中間報告を行わなければならない。

3. 助成対象者は、研究成果を取りまとめた研究成果報告書（要旨及び本編により構成し、日本語に限る）を20部及びCD-R、MOなどの電子媒体を指定の期日までに提出しなければならない。

4. 助成対象者は、別途指定する方法により、研究成果に関する報告及び会計報告を行わなければならない。

5. 研究成果は国土交通省に帰属するものとする。

助成対象者は当該研究成果を発表する場合は、「国土政策関係研究支援事業を活用して行った研究の成果」であることを表示しなければならない。

また、国土交通省は助成対象者に対して当該研究成果の活用状況について調査することがある。

6. その他、助成にあたり必要な条件、事項は別途定めるところによる。

同一人が複数の応募申請をすることは可能ですが、原則として同一人が含ま

れる研究課題が重複して採択されることはありません。

## (6) 助成申請方法

下記の書類を、平成19年6月29日(金)までに、事務局(財団法人日本地域開発センター)あて、郵送、E-mail又は持参により提出すること。

1. 申請者の氏名、専攻分野、所属機関の名称等を記載した申請書(別紙様式1)
2. 研究の課題、目的、内容等を記載した研究計画書(別記様式2で3枚程度)及び研究計画表(別記様式2-2)
3. 研究に要する費用の研究費用予定内訳書(別記様式3)  
内訳には人件費、資料費、調査費等としてその実態に即した科目を用いること。
4. アンケート  
郵送、持参の場合も電子媒体を添付のこと。文書はWordもしくは一太郎で作成。手書きの場合は楷書で記載すること。なお、OSはWindowsかMacかについて明記してください。

### 提出にあたっての注意

郵便は当日必着。E-mailは締切日の17時台発信のものまで。宅配便、メール便は締切り日までに届くものでご利用ください。

持参の場合、事務局の受付時間は9:30-17:00(土・日・祝休日は定休)です。17:00を過ぎる場合は、事前にご連絡ください。

### 応募先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル内  
(財)日本地域開発センター「国土政策関係研究支援事業 事務局」  
担当：吉成  
Tel：03-3501-6856  
E-mail：kokudojosei[at]jcadr.or.jp  
(迷惑メール対策のため[at]を@に変えて送信してください)

## (7) 応募案件の審査及び助成対象の決定

応募案件は、選考委員会(委員長：大西隆(東京大学先端科学技術研究センター教授・国土審議会委員))で審査の上、有意義と認められる研究案件を選び、助成対象として決定します。

## (8) 審査結果の通知

審査結果については、申請書記載の代表者の所属機関に郵送で通知します(7月下旬予定)。

(また助成対象となった研究については、研究テーマ、研究者名をホームページ等で公表します)なお、審査内容に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

## ( 9 ) スケジュール

平成 19 年	6 月 29 日	応募締切り
	7 月下旬	選考結果通知、研究委託契約締結、研究着手金振込
	8 月	研究開始
	12 月	研究進捗状況の中間報告会
平成 20 年	2 月末	研究成果報告書の提出
	3 月上旬	研究成果の最終報告会
	3 月下旬	会計報告及び精算

不明の点は下記事務局へお問い合わせください。

(財)日本地域開発センター「国土政策関係研究支援事業 事務局」担当：吉成

Tel : 03-3501-6856

E-mail : kokudojosei [ at ] jcadr.or.jp

( 迷惑メール対策のため、[ at ] を @ に変えて送信してください )